## 告 示

## 埼玉県選管告示第七十二号

する支出金額の制限額は、次のとおりである。 令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関

令和三年十月十九日

埼
玉県
選
挙管
理
委員
只会
委員
長
岡
田
昭
文

廿二十八天之名 田 三十二		
選挙区	制限額	
第一区	二六、〇九二、五〇〇円	
第二区	二六、一七九、六〇〇円	
第三区	二六、〇五六、〇〇〇円	
第四区	二四、九二〇、九〇〇円	
第五区	二五、〇七七、〇〇〇円	
第六区	二五、七六六、三〇〇円	
第七区	二五、六七四、〇〇〇円	
第八区	二四、六〇〇、七〇〇円	
第九区	二五、一八五、〇〇〇円	
第十区	二四、〇三三、六〇〇円	
第十一区	二四、三九〇、一〇〇円	
第十二区	二四、六五七、〇〇〇円	
第十三区	二五、一一九、三〇〇円	
第十四区	二五、七五三、二〇〇円	
第十五区	二五、四六四、六〇〇円	